

# 資金清算機関に関する内閣府令について

## 第1 内閣府令の概要

### 1. 第1章（総則）

#### （1）第1条関係

この内閣府令における主な用語の定義等を定めるものである。

#### （2）第2条～第4条関係

資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）第65条の委任に基づき、資金清算機関の免許申請手続、免許申請書の記載事項及び添付書類を定めるものである。

### 2. 第2章（業務）

#### （1）第5条・第6条関係

資金決済法第69条の委任に基づき、資金清算機関が行う他の業務の承認を申請する場合の承認申請手続、承認申請書の記載事項及び添付書類並びに承認審査基準を定めるとともに、承認を受けた業務を廃止したときの届出手続及び届出書の記載事項を定めるものである。

#### （2）第7条関係

資金決済法第70条第1項の委任に基づき、資金清算機関が第三者に資金清算業の一部を委託する場合の承認申請手続、承認申請書の記載事項及び添付書類並びに承認審査基準を定めるものである。

#### （3）第8条・第9条関係

資金決済法第71条の委任に基づき、業務方法書の記載事項を定めるものである。

### 3. 第3章（監督）

#### （1）第10条関係

資金決済法第105条の委任に基づき、定款又は業務方法書の変更の認可を受けようとする場合の認可申請手続、認可申請書の記載事項及び添付書類並びに認可審査基準を定めるものである。

(2) 第11条関係

資金決済法第105条の委任に基づき、資本金の額等の変更の手続を行う場合の届出手続、届出書の記載事項及び添付書類を定めるものである。

(3) 第12条関係

資金決済法第78条の委任に基づき、資金清算機関が作成すべき資金清算業に関する帳簿書類の内容及び保存期間を定めるものである。

(4) 第13条関係

資金決済法第79条の委任に基づき、資金清算業に関する報告書の提出手続、記載事項及び添付書類を定めるものである。

4. 雑則

(1) 第14条関係

資金決済法第105条の委任に基づき、資金清算業の廃止又は解散の決議に係る認可を受けようとする場合の認可申請手続、認可申請書の記載事項及び添付書類並びに認可審査基準等を定めるものである。

(2) 第15条関係

資金決済法第105条の委任に基づき、業務方法書に基づく規則の制定、廃止又は変更した場合の届出義務を定めるものである。

(3) 第16条関係

資金決済法第105条の委任に基づき、標準処理期間を定めるものである。

5. 附則

その他、この内閣府令の施行に伴い、施行期日を定めるものである。

第2 施行時期

資金決済法の施行の日